

地方行政委員會議錄 第十四号

昭和三十七年三月一日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事金子 岩三君 理事額額 彌三君

理事高田 富與君 理事渡海元三郎君

理事丹羽喬四郎君 理事阪上安太郎君

小澤 太郎君 大竹 作摩君

久保田円次君 津島 文治君

永田 亮一君 保岡 武久君

山崎 巖君 門司 亮君

宇野 宗佑君 龜岡 高夫君

前田 義雄君 野口 忠夫君

出席政府委員

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 佐久間 彌君

自治局長 奥野 誠亮君

自治事務官 山本 明君

自治局長 松島 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

自治局長 長 五郎君

改正する法律案(内閣提出第一〇五号)(予)

本日會議に付した案件

連合審査會開會申入れに関する件

昭和三十六年度分として交付すべき

地方交付税の總額の特例に関する法

律案(内閣提出第八五号)

公營企業金融公庫法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第二一号)

○園田委員長 これより會議を開きま

す。

昭和三十六年度分として交付すべき

地方交付税の總額の特例に関する法律

案を議題とし、審査を進めます。質疑

を行ないます。通告がありますので、

順次これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 昭和三十六年度分として

交付すべき地方交付税の總額の特例に

関する法律案、この中で、本年度の地

方交付税計画によりますと九十八億五

千二百五十万、これだけを繰り越しす

る、こういうことになっております。

そこで、ここにこう書いてあります

が、非常にこれは読みづらい書き方に

なっておりますので、こういった結果

九十八億五千二百五十万になるとい

う、その説明を一つ詳細にお願いした

いと思ひます。

○松島説明員 お答えをいたします。

本年度の地方交付税で、当初財政計画

に計上されました額が三千七百三十六

億三千六百万円でございます。その

後、第一次補正予算によって追加され

ました額が二百十億八千万円、第二次

補正予算によって追加されました額

が百二十八億二千五百万円でございます。

従いまして總合計四千七百五億四

千百万円ということになっておりま

す。このうち昨年十月に御議決をいた

だきました昭和三十六年度分の地方交

付税の單位費用の特例に関する法律に

よりまして、給与改定の分を含めまし

て再算定をいたしました結果、本年度

内に交付すべき普通交付税の額が三千

七百三十八億二千八百万円ございま

す。この三千七百三十八億二千八百万

円は、通常でございすならば、普通

交付税と特別交付税の割合が九四対六

になるわけでございすから、これを

九四といたしますと、それに対応する

六〇相当額は二百三十八億六千二百

円になるわけでございす。そこで三

千七百三十八億二千八百万円の普通交

付税九四〇分と、それに対応する特別

交付税二百三十八億六千二百万円六

分と、合計いたしました額三千九百七

十六億九千万円を、本年度内に交付を

いたすというふうにいたしたいと思ひ

ますと、先ほど申し上げました總額四

千七百五億四千百万円からこの額を控

除いたしますと、御指摘の九十八億五

千万円余になるわけでございまして、

この額を翌年度に繰り越したい、こう

いうことでございす。

○阪上委員 そこで奥野財政局長にお

伺いたしますが、この相当額五百億

以上の交付税を本年度内に使い切らず

に、これを翌年に繰り越す、こういう

措置をとられたその理由を一つ承りた

いと思ひます。

○奥野政府委員 昨年度も同じような

事態に直面したわけでございす。この

額がそのまま特別交付税として配分さ

れることになってしまふわけでござい

ます。特別交付税として配分いたしま

すよりも、やはり配分の基準を国会に

おいて十分御審議いただき、計画的に

配分いたしました方が、個々の地方団

体への配分も合理的になるわけでござ

いますし、また団体におきましては計

画的に使つていただく、こういうふう

なことになるのではなからうか、か

うように考えておるわけでございす。

従いまして、この額も含めまして、現

在国会に提案いたしております昭和三

十七年度の基準財政需要額を算定いた

したい、こう考えておるわけでござい

ます。

○阪上委員 よくわかるのであります

が、その場合地方団体におきましては

あり余るほどの財政費用を要求して

るわけなんです。従つて現在この段階

にきては、そういうことは言えると思

ひますけれども、それ以前に使い切る

方法というものはやはり考える必要が

あったのではなからうかと思ふわけ

であります。昨年度から問題になつて

おります税外負担の配分の問題につきま

しても、三十七年度でこれは百億の措

置をしていただいております。非常に

けつこうなことだと思ひますけれども

そういう分についても三十六年度に

おいて措置していくという使い方をし

ておれば、繰越額は少なくなる、こ

うことになるのではなからうかと思

ふわけでありす。その他いろいろ

と、たとえばここ二、三年来、地方自

治体におけるところの緊急交通安全対

策というふうなものにつきましても、

どうい財源は足らないのでありま

す。何かそういうような方向で三十六

年度において使つていく、なお余れば

これは特例で繰り上げてしまふという

格好になる。これは仕方がないとい

うことになりすけれども、こういった事

態に入らるまでに使い切るべき性質の

ものではなからうか、こういうふうに思

ふのであります。その点どうでしょ

うか。

○奥野政府委員 地方財政の、公共施

設が立ちおくれおる等の実態から、

今阪上さんが御指摘になつてゐるの

と思ひます。そのことは、われわれは

承知いたしております。何分第二次補

正の結果、地方交付税が増額になる

と思ひましたのが、今年の二月に入

つてからのことでございまして、これ

ら立法をいたしまして計画的に配分

するといいたしましても、三月の終

り地方団体としては年度ぎりぎりに

なつてから金をもらふというふうにな

つてしまふわけでございす。そういう

点からも、どうしても翌年度に送つて

三十七年度の計画的な配分の財源に使

つていくという方が妥当ではなからう

か、まあそうせざるを得ないのでな

いか、こう思つた次第でございす。

三月一日

委員永田亮一君辭任につき、その補

欠として保岡武久君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員保岡武久君辭任につき、その補

欠として永田亮一君が議長の名で

委員に選任された。

二月二十四日

質屋營業法及び古物營業法の一部を

改正する法律案(内閣提出第一〇五

号)(予)

は本委員會に付託された。

第一類第二号

地方行政委員會會議錄第十四号 昭和三十七年三月一日

○阪上委員 そういたしますと、こういった形式というものは、毎年度とられていく形になりますか、どうでしょう。

○奥野政府委員 早く補正予算がきまりまして、それを受けて合理的に配分ができるという場合には、このよう措置はないと考えます。二月、三月になってから地方交付税が増額になってくるというところになりますと、自然翌年度に繰り越すということにせざるを得ないのじゃないか、こういうふうに思います。

○阪上委員 そこで計数的にといいますが、会計的にそういう方法が講ぜられなければならぬということでありまして、自治省としては、やはりこういうやり方をやっていると、これは、好ましいことだといふふうにお考えになっていないのでありましょか、仕方がないといふことでございましょか、どうですか。

○奥野政府委員 地方団体へ交付する時期を、どう判断するかということにならうかと思うのでございまして、地方団体の財政を、必ず四月から三月に区切る必要はないという考え方をもちますならば、二月、三月に地方交付税を送ります場合に、翌年度の財源として合理的な配分を考えるということは必ずしも否定する必要はないじゃないか、こういうふうに思っております。ただ地方財政の現状をどう見るかというところによって、阪上さんのような御議論も生まれてくるのだらうと思うわけでありまして、しかし計画的な配分あるいは計画的な使用というふうな点を考えて参りますと、むしろ送りまして、新しい基準に基づいて配分する方が、

が、適当な配分ができるのじゃないだらうか、またそれを受けての地方団体の財源の使用も、計画的にできるのじゃないだらうか、こういう気持ちを保持しておるわけでありまして。

○阪上委員 私も考えますと、財政当局では、翌年度の財政需要というものを見越した上に立って、意識的に何かこういったものを残して繰り越していく、こういう感じが強いのです。この点どうでありますか。

○奥野政府委員 そういう気持ではございせん。二月に地方交付税の増額がきまりましたからこのような措置をとったわけでありまして。

○園田委員長 ほかに御質疑はありますか。なければ、本案についての質疑は終局したものと認めます。

○園田委員長 これより本案を討論に付するものであります。討論の申し出がございせんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。
昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○園田委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○園田委員長 次に、公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。保岡武久君。

○保岡委員 奄美群島復興特別措置法による復興完成の際にあたりまして、一言政府の所信を伺っておきたいと思

います。

奄美群島の復興は昭和二十九年以来着々として政府の適切な施策が遂行されておまして、現地の復興状況も、おむね順調に推移いたしておりますことは、奄美群島民二十万の非常な喜びをもって対処いたしていただろうでございまして、当初計画いたしました復興事業も、ことし三十七年度が第九年度でございまして、あと来年度、三十八年度一年しか残されておらない。ところが、公共施設等、産業基盤の育成のための各所の施設は、相当にでき上がって参ったと思うのでござい

ますけれども、最も大事な群島民の所得というのを考えました場合、群島民の経済状況というものを考えてみますと、まだまだとうてい本土に及ばないところでございまして、三十五年を経過いたしました今日、群島民の所得は日本全体が十萬三千八百円程度でありますのに對して、わずかに四萬七千円程度だ。パーセンテージにいたしますと、四五%余りというよう

な貧弱な情勢でございまして、現在政府のあらゆる施策が、所得倍増あるいは各地域の所得差の解消ということを、

最も大事な点として進められておりますやきに、こういう全国の状況の半分にも及ばないというような国民所得では、気の毒千萬と言わなければならぬと思うのでございまして、そこで三十八年度まで、無事にこの十年計画が終わりまして、なお、こういう島民の生活状況でございまして、この際政府とせられましては、三十九年度以降、復興事業がぱつと切れてしまったというふうなことになるまいか、このことを、十分に考慮していただきまして、

今後はどちらかと申しますならば、産業自体の発展のために特に重点を指向せられまして、新しい経済振興政策、経済振興の計画を樹立せられて、奄美群島が過去十年において作り上げた復興の基盤の上に、さらにその躍進を見ることができましようというのが、群島民二十万の人たちの一致した意見であり熱烈なる要望でござい

ます。どうぞその点を十分に考慮せられて、遺憾のないようにお願いいたします次第でございまして、政府の所見を伺いたいと存じます。

○大上政府委員 当初十年計画を持つて参りましたときに、この奄美群島をどう持つていくかというところは、皆さんの御意見あるいは政府の施策として御審議を願った問題でございまして、そういう基本的な問題に立脚いたしました。ただいま御質問になりました点につきましては、三十八年度をもつて計画を完全につた切るといふ考え方は持つておりません。なお、さらにた

だいまの御趣旨のような意を体して、目下われわれ政府におきましても研究

を進めております。なお具体的な問題につきましては、所管局長が出ておりますので、所管局長から答弁させます。

○佐久間政府委員 御指摘のように、三十八年度で十年計画が終わることになります。ただいま政務次官から御答弁申し上げましたように、復興計画としては一応終わることになりますけれども、御指摘のような、さらに住民所得の向上のための経済基盤を増強するといった観点から、いわば今後、振興計画といったようなものを引き続き講じていくべきではないかということ

を、政府内部でも検討いたしてあります。奄美群島復興審議会にもお諮りいたしまして具体案を立てて参りたい、かように考えております。

○園田委員長 門司委員。

○門司委員 今の答弁を聞いていますと、本気でそういうことをやっているのか。本気かというのを聞くのは、よくないかもしれないが、上つたのでこの問題の討議をされたいと思つて、住民に非常に期待を持たせて、そうしてあとで何もなかったというところでは困るから、もしそういう計画があるなら、計画として出してもらいたい。同時に、今年までの十年の間、かなりたくさんさんの財政投資をあそこにしたと思うのですが、その成果というのは、どの程度上がっているかという

ことを報告してもらいたいと思う。これは奄美だけ特にああいう形でやっておりますので、ほかの離島振興その他にも、多少関係がないわけではありませんし、私どもは、復興計画自身というものは、住民のための復興計画なのか、あるいは一部の少数の人に利益を多く供与する形になりはしないかと

いうことを、実は当初から心配しているわけです。だから、つき込んだ金が、島民諸君の利益のためにどのくらいの成果を上げているかということ、統計的に出してもらいたいと思う。これは出るはずですから、近いうちに、ぜひかなり詳しいデータを出してもらいたい。一体、この次どういうものをどうすればいいかということのわれわれの参考資料にしなければならぬ。今のような答弁をされるのなら、それを資料として出してもらいたいということを要求しておきます。

○大上政府委員 ただいまのお尋ねでございしますが、いわゆる場当たりの答弁ではございません。真剣に答弁しております。

さらに、第二番目の資料につきましては、早急に調製して、当委員会に提出いたします。

○園田委員長 ほかに御質疑はありますか。——なければ、本案についての質疑は終局したものと認めます。

○園田委員長 次に、本案を討論に付すのでありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕 呼ぶ者あり

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の

作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕 呼ぶ者あり

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○園田委員長 この際、連合審査会申し入れの件についてお諮りいたします。

ただいま商工委員会において審査中の内閣提出、新産業都市建設促進法案及び井手以誠君外十八名提出の産業と雇用の適正配置に関する法律案の両案について、商工委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたい存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕 呼ぶ者あり

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、開会の日時等につきましてはましては追って商工委員長と協議いたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時十三分散会

〔参照〕

昭和三十六度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出第八五号）に関する報告書

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年三月五日印刷

昭和三十七年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局